

23302

愛知県

東郷町

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
東郷町企業立地促進条例	H22.12	工場等新設促進奨励金 ・指定地域内に工場等を新設すること。 ・投下固定資産総額が3億円以上(中小企業者は、1億円以上)	建設のための土地及び家屋に係る固定資産税に相当する額の一定割合(50%～100%)を3年間交付
		工場等増設促進奨励金 ・指定地域内に工場等を増設すること。 ・投下固定資産総額が1億円以上(中小企業者は、5千万円以上) ・工場等の拡充の場合は、増築後の延床面積が増築前と比較して1/5以上増加するものであること、建替えの場合は、建替え後の工場等の固定資産税の評価額が増加するものであること。	
		雇用促進奨励金 ・工場等新設促進奨励金又は工場等増設促進奨励金を受けること。 ・事業開始日の1年前の日から起算して2年間に、新たに従業員として町内に住所を有する者の雇用を開始すること。 ・期間内に雇用を開始した従業員を継続して1年以上雇用していること。	1人15万円(上限150万円)を事業開始日から起算して2年を経過した日の属する年度の翌年度に交付
		償却資産取得奨励金 ・工場等新設促進奨励金を受けること。 ・工場等増設促進奨励金を受けるもののうち、指定地域内の他の場所に工場等を建築し、かつ、既存の工場等の事業を継続して営んでいること。	操業開始時に取得した償却資産に係る固定資産税に相当する額を1年間交付
		敷地提供奨励金 新市街地候補ゾーンにおいて建設のための敷地を提供した場合	譲渡所得に係る町民税の1/2を交付
		便宜供与	事業所の新設等に伴う手続きの助言、用地の確保の協力及びその他必要な協力

<p>東郷町内企業再投資促進補助金</p>	<p>H25.5</p>	<p>指定する地域に工場を新設または増設する場合で、以下の要件を満たすもの</p> <p>(1)20 年以上、町内に立地する工場を有する企業</p> <p>(2)建物の建設費及び償却資産の取得費用(消費税抜)が大企業で 25 億以上、中小企業者又は中堅企業者で1億以上であること。</p> <p>(3)支援期間中、大企業で 50 人以上、中小企業者又は中堅企業者で 25 人以上の常用雇用者を維持すること。</p> <p>(4)愛知県の新あいち創造産業立地補助事業に認定されること</p> <p>(5)大企業及びみなし大企業は、過去に同一の工場の同一事業において補助金及び愛知県新あいち創造産業立地補助金の交付を受けていないこと。</p> <p>(6)東郷町企業立地促進条例(平成 22 年東郷町条例第 19 号)第 6 条による指定を受けていないこと。</p> <p>(7)東郷町暴力団排除条例に規定する暴力団員若しくは暴力団と密接な関係を有する者でないこと。</p> <p>(8)東郷町都市計画マスタープランにおいて、工業系新市街地候補ゾーン又は研究開発・工業系新市街地候補ゾーンとして明示された区域に新增設すること。</p> <p>(9)町民税、法人町民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税及び国民健康保険税が未納でないこと。</p>	<p>中小企業者 建物の建設費及び償却資産の取得費用(消費税抜き)の 10%以内(上限 4 億)を交付</p> <p>中小企業者(みなし大企業) 建物の建設費及び償却資産の取得費用(消費税抜き)の 8%以内(上限 4 億)を交付</p> <p>中堅企業者 建物の建設費及び償却資産の取得費用(消費税抜き)の 5%以内(上限 2 億)を交付</p> <p>中堅企業者(みなし大企業) 建物の建設費及び償却資産の取得費用(消費税抜き)の 4%以内(上限 2 億)を交付</p> <p>大企業 建物の建設費及び償却資産の取得費用(消費税抜き)の 4%以内(上限 2 億)を交付</p>
<p>東郷町商業施設等立地促進条例</p>	<p>R5.12</p>	<p>商業施設等新設促進奨励金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定地域内に商業施設等を新設すること。 ・固定資産税総額が下記のとおりであること。 <p>【商業施設】</p> <p>投下固定資産増額 1 億円以上</p> <p>※中小企業者は 5,000 万円以上</p> <p>【医療施設】</p> <p>投下固定資産総額 5,000 万円以上</p> <p>※中小企業者は 3,000 万円以上</p> <p>【宿泊施設】</p>	<p>新設した商業施設等の土地・家屋の固定資産税並びに都市計画税相当額を奨励金として、課税の翌年度から3年間交付</p>

	<p>投下固定資産額 10 億円以上 かつ、客室 150 室以上</p>	
	<p>商業施設等増設促進奨励金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定地域内に商業施設等を増設すること。 ・固定資産税総額が下記のとおりであること。 <p>【商業施設】</p> <p>投下固定資産総額 5,000 万円以上 ※中小企業者は 2,500 万円以上</p> <p>【医療施設】</p> <p>投下固定資産総額 2,500 万円以上 ※中小企業は 1,500 万円以上</p> <p>【宿泊施設】</p> <p>投下固定資産総額 10 億円以上 かつ、客数 150 室以上</p>	<p>増設した商業施設等の土地・家屋の固定資産税並びに都市計画税相当額の 50～100%を奨励金として、課税の翌年度から3年間交付</p>
	<p>償却資産取得奨励金</p> <p>商業施設等新設促進奨励金又は商業施設等増設促進奨励金の交付対象者(商業施設等増設促進奨励金の場合は、他の場所に商業施設等を増設し、かつ既存の工場等の事業を継続している者)</p>	<p>新設又は増設した商業施設等において、取得した償却資産の固定資産税相当額を課税の翌年度に交付</p>
	<p>雇用促進奨励金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・商業施設等新設促進奨励金又は商業施設等増設促進奨励金の交付対象者 ・事業開始日の1年前の日から起算して2年間に、新たに従業員として町内に住所を有する者の雇用を開始すること。 ・期間内に雇用を開始した従業員を継続して1年以上雇用していること。 	<p>1 人 15 万円(上限 150 万円)を事業開始日から起算して2年を経過した日の属する年度の翌年度に交付</p>